

第 2 次藤枝市文化マスタープランの策定方針について

(市民文化部スポーツ文化局 街道・文化課)

1 計画概要

(1) 策定の目的

平成 22 年度に策定した藤枝市文化マスタープラン(平成 23 年度～平成 32 年度)の計画期間満了に伴い、新たな第 2 次プランを策定して、これまで藤枝市で継承されてきた伝統文化や地域文化、市民の文化活動を活かし、併せて新たな文化の創造を通して地域生活の向上につなげていく「文化力の高いまちづくり」の実現を目指す。

国においては、平成 27 年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—(第 4 次基本方針)」を策定し、我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を示している。また、平成 29 年には「文化芸術振興基本法」の改正により新たに「文化芸術基本法」が成立し、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用していくことがうたわれている。

【根拠法令】

- ・文化芸術振興基本法第 7 条の 2 (H13.12.7 制定) (H29 改正)
- ・文化芸術基本法 (H29.6.23 制定)
- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 7 条
- ・文化芸術推進基本計画 (H30.3) 【国の計画】
- ・静岡県文化振興基本条例 (H18.10 施行)
- ・ふじのくに文化振興基本計画 (H30.3 制定、)

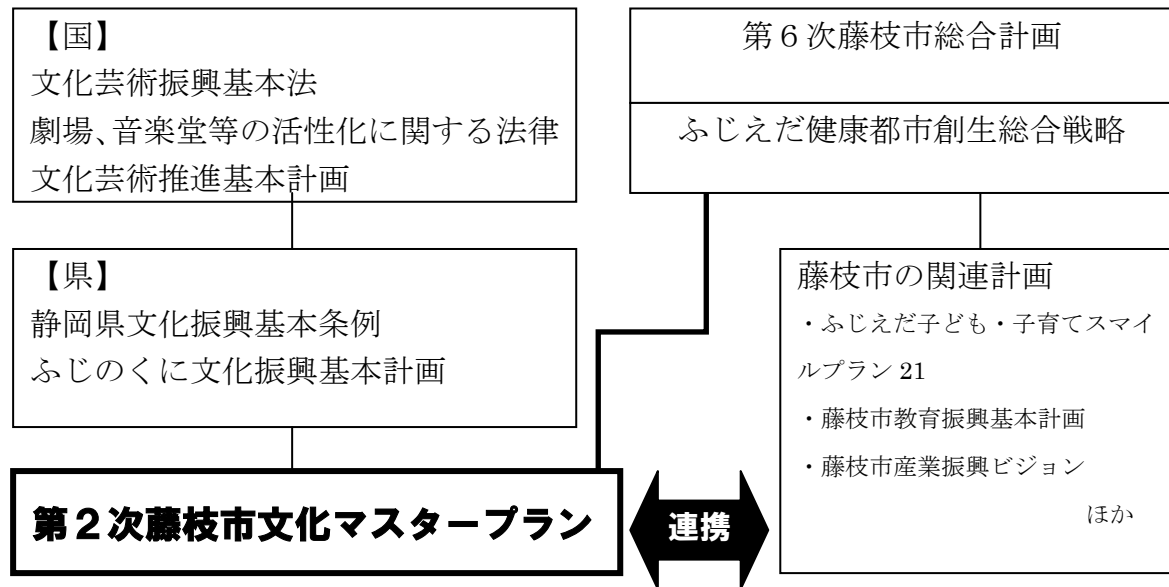
(2) 計画の期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間

中間年にあたる令和 7 年度に計画の見直しを行う。

ただし、藤枝市総合計画、藤枝市創生総合戦略の見直しに合わせて、本計画の見直しを行う。

(3) 計画の位置づけ



2 策定方針

第2次計画は、第1次計画の基本理念や視点は継承しつつ、令和元年度に実施した第2次藤枝市文化マスタープラン策定に伴う市民意識調査の分析結果など、最新の市民ニーズから導き出される課題を踏まえ策定する。また、国や県の計画に基づく政策動向との整合性を図りながら、文化・芸術創造活動の活性化と支援策、そのための文化・芸術を支える人材の養成と確保などについて検討するとともに、実態に即した計画とする。国の計画などを踏まえると、従来の文化・芸術を振興することだけでなく、産業分野、観光分野など、他分野に波及する文化・芸術振興のあり方を検討することが求められており、藤枝市における「新しい価値観」による文化・芸術振興のあり方を検討する必要がある。

【次期計画における主な検討課題】

- ・文化のあり方を再確認
- ・次代の担い手育成
- ・市民の文化活動の推進と支援
- ・総合文化施設整備（市民会館・市民ホールおかべなど）
- ・文化、産業、観光、教育、福祉との連携
- ・歴史的資源や文化的伝統の保存、承継、育成など

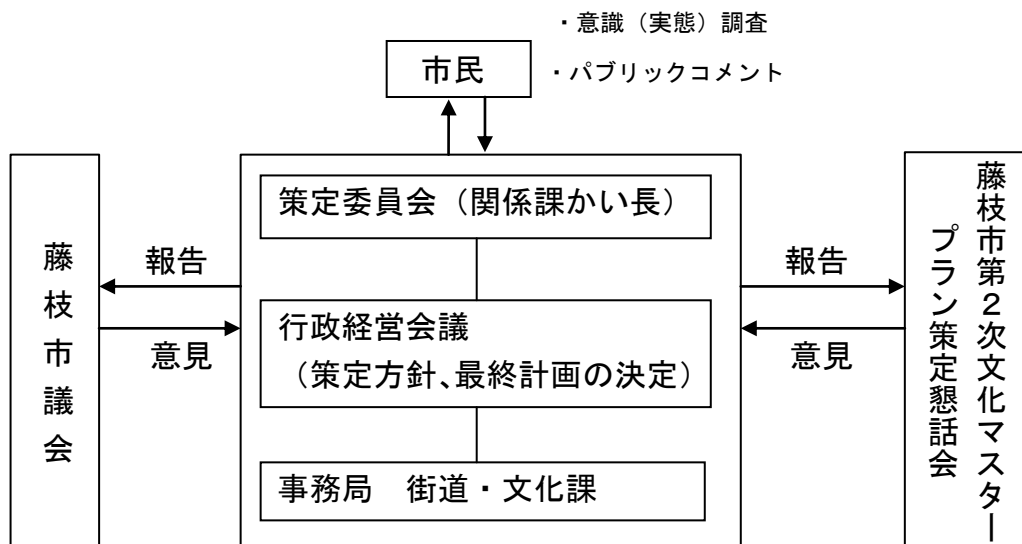
3 計画策定の体制（案）

(1) 懇話会

学識経験者や市文化団体代表などにより組織し、計画の提言や進言を行う。

(2) 策定委員会

庁内関係課長等により組織し、懇話会の提言等を取り入れて計画を策定する。



4 スケジュール

年 月	令和元年			令和2年												令和3年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会									○					○		○		
懇話会			○			○		○						○				○
策定委員会			○			○		○						○				○
行政経営会議								○							○			○
その他																		

月	内 容
令和元年12月	■ 第1回プラン策定委員会・懇話会開催 ≪内容≫ 市民意識調査結果等報告
令和2年 3月	■ 第2回プラン策定委員会・懇話会開催 ≪内容≫ 市民意識調査報告書確認、次期プラン骨子方向性
令和2年 5月	■ 第3回プラン策定委員会・懇話会開催 ≪内容≫ 計画骨子の確認、素案の方向性検討
令和2年10月	■ 第4回プラン策定委員会・懇話会開催 ≪内容≫ 計画素案の確認・検討
令和3年 2月	■ 第5回プラン策定委員会・懇話会開催 ≪内容≫ 計画書完成

